

管理栄養士の就業関係の調整等の事務に関する契約

公益社団法人岡山県栄養士会（以下、甲という）と（以下、乙という）は、乙の栄養指導業務の実施に従事する管理栄養士（以下、嘱託管理栄養士という。）の就業関係の調整等に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲、乙及び嘱託管理栄養士の関係

- 甲は、乙の栄養指導業務の実施に従事する嘱託管理栄養士の就業関係の調整にかかる次の各号の事務を行う。
 - 乙と嘱託管理栄養士との間の連絡等の取り次ぎ
 - 嘱託管理栄養士の求めに応じての、嘱託管理栄養士の乙への就業に関する事務の代行
 - 前2項に関連する事項の取り扱い
- 甲と乙は、次条の標準就業条件に基づき、嘱託管理栄養士の就業条件を定める。
- 前項の定めに基づき、乙は、嘱託管理栄養士との間で、就業及びその条件を取り決める。

第2条 標準就業条件

- 嘱託管理栄養士の従事する業務は次の各号に掲げるものとする。
 - 患者への栄養指導と栄養指導書の作成
 - 前項の指導の内容の要旨その他の必要事項の報告書の作成
 - 前2号に関連する業務で乙が個別に指示するもの
- 嘱託管理栄養士は非常勤とし、その就業時間は、乙の常勤職員の勤務時間の範囲内で、乙が勤務日毎に指示するところによる。
- 嘱託管理栄養士には、月末翌月10日払（10日が銀行の営業日以外であるときはそれ以降で直近の営業日）で、別に定める基準による日給を支払う。
- 嘱託管理栄養士には、就業に要する交通費の実費を支給する。

第3条 嘱託管理栄養士の就業

嘱託管理栄養士が乙の栄養指導業務の実施に従事するときは、乙の常勤職員の就業規則に則るものとする。ただし、本契約により定められた嘱託管理栄養士の就業関係の性質上なじまない条項はこの限りでない。

第4条 契約期間

本契約の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

但し、期間満了の日の一ヶ月前までに甲または乙において特段の意思表示ないときは、さらに一年間契約を更新し、以後も同様とする。

第5条 協議による契約関係の調整

本契約条項に不明な事項、変更すべき事由が生じたときは、甲乙協議して内容を明らかにするとともに、必要な改訂をする。

以上の契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲および乙が署名・捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

住 所 岡山市中区古京町1-1-17
氏 名 公益社団法人 岡山県栄養士会
会 長 坂本 八千代

(乙)

住 所
氏 名